

# 地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース） 地域活性化雇用創造プロジェクトに係る特例支給のご案内

**地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）**は、国の指定する雇用情勢の厳しい地域等（過疎等雇用改善地域）で雇用保険の適用事業所を設置・整備し、それに伴い和歌山県内に居住する求職者を一定条件で雇い入れた事業主に対し、設置・整備に要した費用と増加した人数に応じて、国が一定の金額を助成する制度です。

和歌山県が実施する**地域活性化雇用創造プロジェクト事業**（以下「地プロ」）に参加する事業主が、所要の条件を満たした場合、国が指定する過疎等雇用改善地域に限らず、地プロ実施地域として、この助成金の特例支給（基本支給+上乘せ支給）の対象となることができます。

## 基本支給：地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）【和歌山労働局、ハローワーク】

【助成額】 設備・整備に要した費用及び対象労働者の雇い入れ人数に応じて、支給申請ごとに最大3回支給

| 設置・整備に要した費用        | 対象労働者の数     |             |             |             |
|--------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
|                    | 3～4人        | 5～9人        | 10～19人      | 20人以上       |
| 300万円以上1,000万円未満   | 48万円/60万円   | 76万円/96万円   | 143万円/180万円 | 285万円/360万円 |
| 1,000万円以上3,000万円未満 | 57万円/72万円   | 95万円/120万円  | 190万円/240万円 | 380万円/480万円 |
| 3,000万円以上5,000万円未満 | 86万円/108万円  | 143万円/180万円 | 285万円/360万円 | 570万円/720万円 |
| 5,000万円以上          | 114万円/144万円 | 190万円/240万円 | 380万円/480万円 | 760万円/960万円 |

【左側】基本額 【右側】生産性の向上が認められる場合の額

※本計画の作成に当たっては、和歌山労働局の指導を受ける必要がありますので、最寄りのハローワークへ必ずご相談ください。  
※受給手続きなどの詳細も最寄りのハローワークへお問い合わせください。

### 対象地域

| ハローワーク | 過疎等雇用改善地域                |
|--------|--------------------------|
| 和歌山    | 紀の川市（旧那賀郡粉河町・那賀町・桃山町の区域） |
| かいなん   | 海南市（旧海草郡下津町の区域）<br>紀美野町  |
| 橋本     | かつらぎ町・九度山町・高野町           |
| 湯浅     | なし                       |
| 御坊     | なし                       |
| 田辺     | なし                       |
| 新宮・串本  | なし                       |

## 地プロに参加すると 県内全域に拡大



### 特例支給（上乘せ支給）

#### 地プロ業種 上乘せ支給

<例>

$$50万円 \times 3人 = 150万円$$

基本支給額（最大3回）に加え、**初回のみ上乘せ支給**を受けられます。

※特例支給は、地プロ業種等の条件があります。

※1事業所当たり20人が上乘せ支給の上限人数